

12月定例会

平成十四年十二月定例会は、十二月十一日に開会し、十二月二十六日までの十六日間にわたって審議を行いました。
今定例会では、十名の議員が一般質問を行い、市長から提出された鎌倉市子どもの家の設置及び管理に関する条例の一部改正議案や鎌倉市一般会計補正予算、人事案件など八議案を可決・同意しました。
また、議員から提出された三件の意見書提出議案を可決し、平成十四年九月定例会で継続審査となっていた鎌倉市アライグマ及びタイワンスの餌付けを禁止し良好な生活環境及び自然環境を保全する条例制定議案を可決しました。このほか、陳情二件を採択、一件を不採択としました。
なお、十二月二十六日の定例会閉会後に議会全員協議会を開催し、「第三次鎌倉市総合計画後期実施計画の見直しについて」の報告を受けました。

条例の一部改正を可決

子どもの家の有料化など

今定例会に市長から、条例の一部を改正するための議案三件と、市道路線の廃止・認定議案が提出されました。
議案では審議の結果、鎌倉市子どもの家の設置及び管理に関する条例の一部改正議案を多数の賛成により、その他の議案については総員の賛成により可決しました。
主な議案の内容と審議内容は

次のとおりです。
《条例の改正議案》
◎鎌倉市子どもの家の設置及び管理に関する条例の一部改正

また、子どもの家未設置小学校区における緊急的、暫定的措置として開設した放課後児童クラブを新たに子どもの家として位置付けるほか、入所資格者の拡大や施設定員の改正など必要な規定の整備を行うものです。なお、経過措置として、施設の利用料については平成十七年度までに段階的に引き上げること、規定するものです。

◎鎌倉市手数料条例の一部改正
建築基準法等の一部が改正され、地区計画の見直しや建築物形態規制の合理化等の措置が講じられたことに伴い、許可申請等に係る申請手数料の改定等を行うものです。

議案では、今回の改正が法令の一部改正に伴う所要の措置であり、申請手数料についても近隣各市との均衡が図られていることから妥当と認め、総員の賛成により可決しました。

《主な内容》

- 議決した議案……………1面
- 議決した陳情……………1面
- 一般質問……………2・3面
- 議決した議案……………4面
- 議決した意見書……………4面
- 全員協議会……………4面

成により可決しました。
◎鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部改正

国家公務員の給与改定に準じて本市職員の給与引き下げを行うとともに、昇給延伸実施に係る不当労働行為救済申立事件の和解に伴う昇給の三ヶ月の復元措置等を行うものです。
議案では、今回の改正が国家公務員の給与改定に伴い本市職員の給与もこれに準じて改定するものであること、また、平成十四年九月定例会において議決した不当労働行為救済申立事件の和解に伴う所要の措置であることなどから、妥当と認め、総員の賛成により可決しました。

《その他の議案》
条例の改正議案以外に、「市道路線の廃止」「市道路線の認定」についても、総員の賛成により可決しました。

人事案件

今定例会に市長から、固定資産評価審査委員会の委員の選任及び人権擁護委員の候補者の推薦についての議案が提出されました。
議案では、いずれについても総員の賛成により同意しました。

◎固定資産評価審査委員会委員
天野順世氏(佐助在住)
任期は平成十四年十二月二十日から三年間です。

◎人権擁護委員候補者
成實久子氏(雪ノ下在住)
田代弘隆氏(大船在住)
堀美重子氏(梶原在住)
門脇一晃氏(関谷在住)
近藤春子氏(大船在住)
山口宇宙氏(植木在住)
小林正子氏(今泉台在住)
立川英男氏(雪ノ下在住)

また、歳入の内容は国庫支出金及び県支出金などの追加です。このほか、繰越明許費及び債務負担行為についても所要の補正を行うものです。

2月定例会は、2月12日(水)に開会予定です

請願・陳情の提出について

本市議会では、各定例会での請願・陳情の審査に当たり、受付期限を設けています。
2月定例会の受付期限は2月10日(月)です。
受付期限内に提出されたものは、その定例会で審査されます。
上記の受付期限を過ぎて提出されたものは、原則として次回定例会での審査となります。

議決した陳情

【採択した陳情】
◇今泉クリーンセンター改修・再開計画について慎重審議を求めること等についての陳情
議会では、市がこれまでにも住民への説明を行っていることは認めるが、今泉クリーンセンター改修に対する不安と不満を持つ周辺住民をはじめとする市民に対して、これまで以上に誠実に説明を行い、市民に安心感を与えるとともに十分な理解を得ることが必要との判断から、総員の賛成により採択しました。
◇鎌倉市のまちづくり関連制度等を検討する市民参画協議会の設置についての陳情
議会では、協議会を設置する時期や内容を十分検討する必要

があるが、行政として市民の提案や提言を積極的に受け止め、まちづくりに取り組む基本的な姿勢が大切であり、政策形成過程における市民参画の意義を見直すよい機会になるとの判断から、多数の賛成により採択しました。
【不採択とした陳情】
◇広町緑地の買収方針の手法・価格等の精査についての陳情
議会では、事業三社が所有する土地の公有化については、適正な手続きを経て執行されていくものとの認識の下に、本陳情は関係法令の規定や本市の土地買収に関する事務手続き等を十分認識しない中で提出されたものであり、議会として精査する状況にはないと判断から、多数により不採択としました。

補正予算 生ごみ処理機購入費 助成の追加など可決



有料化が決定した子どもの家(写真は、にししまくら子どもの家)

今定例会に市長から、一般会計補正予算が提出されました。議案では審議の結果、総員の賛成により可決しました。
補正の内容は、歳入歳出いづれも一億六百万円を追加するもので、補正後の総額は五百三十六億五千七百万円となります。歳出の内容は次のとおりです。
総務費：県知事・県議会議員選挙の執行に要する経費の追加。
民生費：台在宅福祉サービスセンターの建設に伴う損失補償に要する経費、児童手当の支給に要する経費及び深沢保育園の緊

急修繕に要する経費の追加。
衛生費：生ごみ処理機購入費助成に要する経費の追加。
土木費：既成宅地等防災工事に係る補助金、緑地の維持管理に要する経費及び市営諏訪ヶ谷ハウスの建設に伴う損失補償に要する経費の追加。
教育費：市内遺跡発掘調査に要する経費の追加。
また、歳入の内容は国庫支出金及び県支出金などの追加です。このほか、繰越明許費及び債務負担行為についても所要の補正を行うものです。

音声版・点訳版「議会だより」のご案内

本市議会では、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、「議会だより」の音声版(収録テープ)と点訳版を作成し、発行しています。
ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。
☎0467(23)3000 内線448番

議会のホームページを開設しています

議会の流れ、傍聴方法、請願・陳情の出し方、日程などをお知らせしていますのでご覧ください。
アドレス…http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm

一般質問

12月定例会では10名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いました。詳しくは2月上旬に発行予定の本会議録を図書館等でご覧ください。

Table with 2 columns: 議員名 and 質問内容. Includes questions from 仙田みどり, 古屋嘉廣, 藤田紀子, 石井 崇, 大石和久, 岡田和則, 前田陽子, 伊藤玲子, 小田嶋敏浩, 吉岡和江 regarding environmental plans, fiscal reform, and social welfare.

ごみ行政について

大石和久 議員

質問：廃プラスチックの分別収集実施に向けた進捗状況と向滑な移行への対応について。部長：平成15年度に約三千五百世帯を対象に間口へ程度の収集を試行的に実施したいと考えている。

行財政改革と教育行政の諸問題

伊藤玲子 議員

質問：管理職は5%、他の職員は4%の給料調整率。三年間にわたる削減期間。部長：後期実施計画期間中の平成15年度から平成17年度までの財源不足額約一千八百億円に充てるための暫定措置である。

質問：この場のきのの対応をするから訴えられたらどうする。部長：これまでも協力を要しているが、早給延伸の和音により今後引き続き暫定削減を断行して協議していく。

高齢者・障害者福祉の充実 緑保全について

吉岡和江 議員

質問：介護保険料、利用料の軽減策の検討。部長：基金を活用して保険料率や細の軽減を図るとともに、低所得者への配慮が二段階の保険料を段階で変更することを検討したい。

市民協働を広げ市役所の構造改革を進めよ

仙田みどり 議員

質問：市の環境基本計画の中で緊急課題である酸化した炭素排出量の削減のため、ごみの焼却量を減らす施策が特に有効だと考えられている。部長：焼却量を減らす施策が特に有効だと考えられている。

福祉のまちづくり「支援費制度等」

藤田紀子 議員

質問：障害者を取り巻く環境が、措置制度から利用者の自主選択権を重視した契約に基づくシステム、支援費制度移行システム、この制度が、制度移行は当然であるが、制度移行外のサービスも現状のまま移行するのかが伺う。部長：利用者等のサービスの充実を図る観点から導入される制度である、対象外のサービスも維持・充実に努める。

大船駅周辺整備と緑地保全への住民投票

岡田和則 議員

《大船駅の周辺整備》 質問：駅舎内部のバリアフリー化はまのうわでは北口側に集中し、鎌倉側は何も変わらないと聞かされた。部長：十一月初めにRから、既存改札口側のバリアフリー化は北口との関連を考慮して北口にしたいという意向が示された。

間委託は有効であり、常に競争原理が働く必要がある。公設民営の場合、期限を切つて委託先を見直ししてほしい。部長：施設運営の委託先は条例で定める必要がある。安定的に公共サービスを確保する立場から、期限を切つて委託するのは難しい。

小さな市役所の実現と緑保全の財政的裏付け

古屋嘉廣 議員

質問：一般会計歳出の約三割が人件費というのはあまりにも多すぎるのではないかと。本市の収入確保対策プロジェクトチーム報告書によれば、二五％が適切との見解もあり、職員数適正化計画を見直す必要があると考える。部長：他都市との比較、運営プロセスの改善を、今後とも正規職員を少なくしつつ、非常勤職員 NPO 等の活用を一層進めたいと考えている。

後援の承認基準とごみ行政について

松尾 崇 議員

《後援の承認基準について》 質問：十一月十三日に、教育委員会名義後援承認基準を急に変更しているが、なぜか。部長：市民の主体的な学習活動に対応するための課題を整理し、「教育委員会の中立的、公平性及び公正性を損なうおそれがない」とを基準に加える等の改正を行った。質問：市民が承認に対して「公平性が保たれていないのでは」とかという疑問を持ったとき、市は「確認している」と、後ろめたさを感じている。部長：「確認している」とはつきり言えるような手続きが必要だと思ふが、申請書の審査より厳格かつ慎重に行つていきたい。



上空から見た腰越広町緑地周辺

ごみ問題についてごみ半減と水増し事件

前田陽子 議員

質問：ごみ半減計画について伺う。市民団体の電動型生ごみ処理機の普及活動を市として後押しする考えは。部長：状況に応じて判断する。六月定例会でも提案したが、処理機を希望する世帯に無償貸与する考えはない。部長：今しばらく見守りたい。質問：家系系ごみの有料化は、慎重に検討したい。部長：慎重に検討したい。



バリアフリー化が望まれる既存の大船駅改札口側

大船駅既存駅舎のバリアフリー化の促進を

小田嶋敏浩 議員

質問：大船駅内のバリアフリー化の協議経過はどうか。部長：四月にJRから、改札口のコンコースを東京方面に三十分人工地盤を拡張し、五本のホームにエレベーターとエスカレーターを設置する計画の説明があり、バリアフリー化の補助制度に対する市の見解を提示した。その後十一月に設置場所、工事用資材の搬入経路、駅利用者の安全確保、全体の工事費用、北口との関連等を考慮して、計画を白紙に戻す意向が示された。

質問：環境基本計画について。部長：環境マオメントに子どもから家庭にも広がる。市民発のアジエンもまたご家庭が参加できるくみを充実させていきたい。

質問：ごみ半減計画について。部長：ごみ半減計画はごみ半減と水増し事件の両方を考慮して進めるべきである。水増しについては、水を増やすことよりも削減することの方が重要だと考える。部長：ごみ半減と水増し事件の両方を考慮して進めるべきである。

質問：緑保全に係る費用を捻出するために努力を市民の前に明らかにして、理解を得ることも必要。同時に、市民の協力が不可欠で、どのように取り組んでいくのか。部長：緑保全に対する財政負担の理解を得ることが大事だと考える。部長：砂川沿いの道路整備、歩道設置については、長年の懸案。検討していきたい。部長：この一年間で市の方針は百八十度転換したが、審議会もほとんど開かれず、市民への説明もおおきく開かれていない。職員がごみを水増ししたという事実が明らかになった。全容解明を強く求める。

マリス アイグワ 餌付け禁止条例を否決

市民・専門家の意見を聴く

十二月二十六日の本会議において、平成十四年九月定例会に議員四名から提出され、継続審査となっていた「鎌倉市アイグワ及びマリスの餌付けを禁止し良好な生活環境及び自然環境を保全する条例」を制定するための議案を多数の反対により、否決しました。

【条例の内容】

この条例の内容は、近年、鎌倉市及びその周辺自治体において野生のアイグワ及びマリスによる生活被害などが増加するとともに自然生態系に悪影響を及ぼしていることから、これらの動物に食物を与えることを禁止し、本市の良好な生活環境及び自然環境を保全するための必要な事項を定めようとするものであり、平成十五年四月一日から施行しようとするものです。

【これまでの経過】

この議案は、平成十四年九月定例会において、建設常任委員会（以下、委員会）に審査が付託されましたが、市民に一定の規制を加える条例であり、専門家や市民の意見を聴くなど議会としてより慎重な審査をすべきであるという観点から継続審査としました。

【十二月定例会での審査等】

委員会では、餌付け禁止が果たして有効に機能するのか、市民の活動や生活に与える影響はどうか、本条例の制定が根本的な解決策となるのか、本条例が市民や専門家の意見を十分反映した内容になっているのかなど、さまざまな観点から審査を行った結果、次のような意見に分かれました。一つは、餌付けを禁止することが根本的な解決策にならないとしても、現状のさらなる悪化を避ける意味で有効であり、市民に餌付けの禁止等の意識付けをすることが将来に向けての第一歩であるという観点から本条例に賛成であるという意見もありました。また、もう一つは、移入種の発生を止めることが最

【賛成】

【賛成】民政クラブ、ネットワーク

【反対】

【反対】日本共産党、鎌倉同志会、公明党、改革鎌倉、無所属（うち一人）

【新規事業の主なもの】

【新規事業の主なもの】「エコアクション21」の普及促進文化・教養施設整備計画の策定及び実現方途の検討

【削除した事業の主なもの】

【削除した事業の主なもの】粗大ごみ補修・展示施設の

可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

障害者の民間社会福祉施設や在宅サービスに対する 県単独補助金制度の維持向上に関する意見書

障害者の福祉サービスは、現行の措置制度にかわる、障害者の自己決定・自己選択を尊重し利用者本位の考えに立つ新しい仕組みとして、平成15年4月から支援費制度に移行するところである。

しかしながら、サービスの質の向上を担保する支援費の基準額については、厚生労働省から暫定的な額が示されているものの、現行の措置費の水準より向上するかどうかは、現在のところ不明な状況にある。

神奈川県はこれまで、サービス水準の維持向上のため、障害者福祉施設等に対して、独自に県単独の補助を行い、支援をしてきたところである。

支援費制度への移行に当たって、国の支援費水準の向上が不明な状況の中、障害者やその保護者からは、県の財政状況の悪化により補助金が減額され、今より手をかけてもらえなくなるのではないかという不安の声が広がっており、また障害者福祉施設の経営者からは、サービスの低下につながる補助金削減は認められないという声も上がっている。

よって、神奈川県におかれては、障害者福祉サービスの現行水準を低下させることのないよう、民間社会福祉施設運営費及び在宅サービスに対する県単独補助金制度の維持向上を図られるよう強く要望する。

外国籍船舶に対する税関検査の強化に関する意見書

現在、税関検査は、関税等の適正な徴収を確保するという面だけではなく、覚せい剤などの不正薬物やけん銃等のいわゆる社会悪物品の密輸の取り締まりを通じて、犯罪行為の未然防止という側面からも大きな成果を上げており、我が国の国際化が進む中で、人や物の交流が著しく増大している状況から、その役割はますます重要となっている。

しかしながら、新潟港等に来航している北朝鮮国籍の船舶に関しては、税関当局による検査体制の不備が指摘されているところであり、こうした事態を放置することは、関税徴収の面における我が国の不利益はもとより、犯罪行為防止の観点から国民生活に大きな不安をもたらしかねない問題であると言わざるを得ない。

よって政府におかれては、公正な貿易秩序の維持のために、外国籍船舶に対する税関検査をより一層強化するよう強く要望する。

容器包装リサイクル法の見直しを求めることに関する意見書

1997年に施行された容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）では、容器包装廃棄物を地方自治体が収集・運搬・保管し、製造者がそれを引き取り、再商品化することを義務づけており、それぞれが役割に応じた費用を負担する仕組みとなっている。

しかし、地方自治体が負担している収集・運搬・保管等の費用は、事業者が負担している再商品化費用のおよそ2倍にもなっており、分別収集に取り組む地方自治体の財政を圧迫しているのが実情である。このままでは、大量廃棄にかわる大量リサイクルに、際限なく地方自治体の税金を使い続けることになる。

容器包装の中でもペットボトルは生産量が急激に増加しており、リサイクル率が向上しているにもかかわらず、廃棄量が増加するなど、容器包装リサイクル法が目的としている廃棄物の発生抑制及び減量の効果は十分に上がらず、逆に環境負荷の低いリターナブル容器の使用量減少に拍車をかけている状況にある。

これらのことは、収集から再商品化までの総費用が製品価格に適正に内部化されていない現行制度に起因するものである。

よって、国会及び政府においては、循環型社会形成推進基本法で規定している発生抑制・再使用・再生利用の優先順位及び拡大生産者責任の原則を徹底するため、次のとおり容器包装リサイクル法の見直しを行うよう強く要望する。

- 1 容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、拡大生産者責任をより徹底・強化し、地方自治体が負担する収集・運搬・保管を含むリサイクル費用を法が定める特定事業者の負担とすること。
- 2 リサイクルよりも発生抑制、再使用を推進するさまざまな経済的手法の制度を法制化すること。



建設常任委員会で参考人の意見を聴取

報告 後期実施計画の見直し

十二月二十六日の今定例会閉会後、議会全員協議会を開催し、市から「第三次鎌倉市総合計画後期実施計画の見直し」についての報告を受けました。後期実施計画は、平成八年度から計画期間を十年間としてスタートした基本計画のうち、平成十三年度から平成十七年度までの五カ年を計画期間としたものであり、予算編成や事業実施の指針となっているものです。

市では、後期実施計画について、長引く景気の低迷による市税収入の減収などにより、当初計画時の財政状況の見直しと大きな差が生じているとしました。また、少子化対策、ごみ処理や減量化・資源化対策、腰越広町緑地の保全など市政の重要課題について具体的な対応策が求められるなど、計画を推進する環

会派の動き

改革をすすめる会（一人会派）及び温故知新鎌倉（一人会派）が解散し、それぞれの会派に所属していた伊藤玲子議員及び尾崎崇議員が改革鎌倉（代表は伊藤玲子議員）を平成十四年十一月一日、結成しました。

委員会構成の変更

委員会の構成が次のとおり変更になりました。
〔議会運営委員会〕
和田猛美議員が委員を辞任し、松尾崇議員を選任しました。
〔議会広報委員会〕
新たに、松尾崇議員を選任しました。



昨年、議員の不祥事や政局の混乱から、議会や議員は国民の信頼を失いました。ある新聞社のアンケート調査によると、重要な案件は住民投票で決めたいと考えている人が過半数いるそうです。

また、市政を市民みずから変えていこうとする市民参加の動きが活発です。議会に陳情を出したり、委員会の傍聴をするなど、市民の生活にかかわる政策が議会でのように決定されるのに関心を寄せ、そのプロセスに深くか

議会広報委員会

- 委員長 中村聡一郎
- 委員 三輪裕美子
- 委員 大石和久
- 委員 高橋浩司
- 委員 松尾崇
- 委員 小田嶋敏浩